**「お城ローラ」の使用に関する要綱**

（趣旨）

1. この要綱は，福山市ばらのイメージキャラクター「ローラ」をアレンジして作製した「お城ローラ」の使用について，必要な事項を定めるものとする。

（権利の帰属）

第２条　「お城ローラ」に関する一切の権利は，福山市に帰属する。

（使用の目的）

第３条　「お城ローラ」の使用は福山市及び福山城のＰＲに資するものでなければならない。

（使用の制限）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合は，「お城ローラ」の使用を制限する。

　(1) 公序良俗に反するものや，前条に規定する使用の目的になじまないと考えられるとき。

(2) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものであるとき。

(3) 自己のマーク，商標又は意匠に相当するものとして，占有的な使用がなされる恐れがあるとき。

(4) その他，「お城ローラ」の使用が福山市及び福山城のイメージダウンにつながる恐れがあるとき。

（使用の申請）

第５条　「お城ローラ」を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は，あらかじめ使用承認申請書（様式第１号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。ただし，報道機関が報道目的に使用する場合，その他，特に市長が認める場合は，この限りではない。

２　前項の使用承認申請書には，「お城ローラ」を使用しようとする事業の企画書及び見本，原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

３　前２項の規定は，承認を受けた事項を変更する場合についても準用する。

（使用期間）

第６条　「お城ローラ」の使用期間は，使用を承認した日から起算して１年以内とする。

２　前項の期間満了後において，引き続き「お城ローラ」を使用しようとするときは，あらためて申請を行い，承認を受けなければならない。

（使用料）

第７条　「お城ローラ」の使用料は無料とする。

（使用の承認）

第８条　市長は，使用承認申請書の提出があった場合は，その内容を審査し，適当と認めたときは，使用承認書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の承認にあたっては，必要な条件を付することができる。

（使用方法）

第９条　「お城ローラ」は，別図に示す形状，色等に従って使用するものとし，その一部のみの使用，又は変形，若しくは他の図形，文字と重ねて使用してはならない。

　ただし，市長の承認を受けたものはこの限りではない。

（遵守事項）

第１０条　使用者は，次の事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた内容に沿った適切な使用を行うこと。

(2) 「お城ローラ」の使用の権利を他人に譲渡，又は転貸しないこと。

(3) 「お城ローラ」のイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 「お城ローラ」を使用した製作物等（以下「製作物等」という。）は，完成後，速やかに市長に提出すること。ただし，製作物などの提出が困難である場合は，その写真の提 出をもって代えることができる。

(5) 製作物等を有料で販売する場合にあっては，その販売する価格は，「お城ローラ」を使用する前の額と同額以下の額又は類似の既製品の価格と同等以下とする。

(6) その他市長が必要と認める事項を遵守する。

（承認の取消し）

第１１条　市長は，使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，使用承認を取り消し，「お城ローラ」使用物品の回収を求めることができる。

(1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 使用承認に付した条件に違反したとき。

（使用者の責務）

第１２条　前条の規定により「お城ローラ」の使用の承認を取り消した場合，使用者に損害が生じても，市長はその責任を負わない。

２　使用者は，製作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は，これに対して全責任を負わなければならない。

３　使用者は，「お城ローラ」の使用に際し，故意又は過失により，市長に損害を与えた場合は，これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，２０１９年（令和元年）１０月３０日から施行する。

附　則

この要綱は，２０２３年（令和５年）４月１日から施行する。